

## 令和3年度 第1回 長野県人権政策審議会 議事録

1 日 時：令和3年10月20日（水）午後1時30分～3時30分  
長野県庁議会棟3階 第1特別会議室

### 2 出席者

委 員：一由貴史、聲山典生、閻 小妹、小林広美、清水恵美子、  
菅沼 尚、中島 敏、西澤みち子、望月義寿、増田英子  
匂坂千穂（犯罪被害者等支援条例検討部会部会長）  
長野県：県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

### 1 開 会

（事務局 東課長補佐兼人権尊重係長）

皆様、お忙しい中、御出席ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開会させていただきます。

事務局を担当いたします、私、人権・男女共同参画課の東でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の開催は、新型コロナの感染状況が落ち着いてまいりましたので、県庁の会場とリモートを併用した開催としております。円滑な進行となるよう、事務局として十分留意してまいりたいと思います。至らない点があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

なお、会議の内容を録音して議事録を作成することから、発言の際はマイクをお使いいただくとともに、発言前にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、会場で7名、リモートで3名の委員の御出席により、計10名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県附属機関第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本年4月1日付で委員の交代がございました。県議会議員の望月義寿委員でございます。望月委員、御挨拶をお願いいたします。

（望月委員）

皆さん、こんにちは。このたび委員を仰せつかりました望月義寿でございます。微力ながら、人権保障のために尽くしてまいりたいと思いますので、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 東課長補佐兼人権尊重係長)

ありがとうございました。

では、次第にありますとおり進めさせていただきます。

本日は、会議事項に犯罪被害者等支援条例検討部会からの報告がございますので、部会長である匂坂様に御出席をいただいております。後ほど御挨拶をいただきますので、よろしくお願いたします。

## 2 あいさつ

(事務局 東課長補佐兼人権尊重係長)

それでは、開会に当たりまして、長野県県民文化部長、中坪成海から御挨拶を申し上げます。

(中坪県民文化部長)

皆様、こんにちは。長野県県民文化部長の中坪でございます。お集まりの皆様には、平素から県政の推進に当たり格別の御支援、御尽力を賜っておりまして、心から感謝申し上げます。

10月の下旬ということで急に肌寒くなってまいりましたけれども、皆様の御協力によりまして、新型コロナウイルス感染症のほうもかなり落ち着いた状況になってまいりました。

そうした中ではありますけれども、リモートも活用いたしまして、今年度第1回目の人権政策審議会を開催させていただきました。公私とも御多用のところ御出席をいただきまして、心より感謝申し上げます。

前回の審議会から大分間が空きました。少しおさらいをさせていただきますと、昨年度末の審議会におきまして、知事から二つ審議をいただくようお願いを申し上げます。一つが人権政策推進の基本的な方向性について御検討いただきたいということ、二つ目としまして、犯罪被害者等支援条例の制定に向けた検討につきまして、御意見をいただきたい、この二つを依頼させていただいたところでございます。

本日の審議会では、この2点につきまして御審議をお願いしたいと考えております。まず、犯罪被害者等支援条例につきましては、専門的に審議をいただくということで検討部会を設けさせていただきました。これまで3回にわたって御審議をいただきました。本日は、その検討結果を匂坂部会長から御報告いただき、審議会として条例に盛り込む内容につきまして、御意見の取りまとめをお願いしたいと考えております。

もう一つの、人権政策推進の基本的方向性についてでございます。折しも衆議院の総選挙の選挙運動期間ということで、その中でも人権につきまして、いろいろ議論が交わされているところでございますし、様々な人権課題が連日報道でも目にするところでございます。

長野県の基本的な方向性につきましては、長野県人権政策推進基本方針を定めておりますけれども、既に策定から10年経過しているということで、現在、コロナ禍ではありますけれども、関係する団体の皆様から事務局のほうで少しずつ意見をお聞きをしているところでございます。

本日は、そのお聞きをした団体の皆様の御意見なども御覧いただきながら、前回に続いて基本的方向性について御意見を賜りたいと思っております。

本日は、この2点につきまして、ぜひそれぞれのお立場から活発な御意見を頂戴し、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。本日は、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 東課長補佐兼人権尊重係長)

県側の出席者ですが、ただいまの中坪県民文化部長のほか、山田県民文化部次長、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課の柳沢課長以下職員が出席させていただいております。なお、本日は、人権施策関係課の職員の出席はございません。

続きまして、議事に入る前に資料の確認をお願いいたします。本日の会議資料は、会議次第、審議会委員名簿、資料1「長野県犯罪被害者等支援条例検討報告書」、資料2「人権政策推進基本方針について 当事者団体、関係団体等意見聴取結果」、資料3「各分野別施策に関する県の取組について」、資料4「令和3年度人権施策一覧」、資料5「現在の『長野県人権政策推進基本方針』と世の中の動き」、以上でございます。

なお、資料につきましては、説明の際には画面上でも資料を共有いたしますので、お手元の資料とともに御覧ください。

続きまして、本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了はおおむね午後3時30分頃を予定しておりますので、円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。

念のため、議事におけるお願いを再度申し上げます。御発言の際は、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。リモート参加の3名の委員の皆様におかれましては、カメラは常時オンに、マイクは発言時のみミュートを解除していただき、御意見がある場合には、チャットに発言希望と書き込んでいただきますようよろしくお願いいたします。こちらで確認いたしまして、会長が指名いたしましたら発言をお願いいたします。

また、音声聞き取れないなどのトラブルが生じた場合にも、その旨をチャットに書き込んでいただければ、可能な範囲で対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 犯罪被害者等支援条例（仮称）について

(事務局 東課長補佐兼人権尊重係長)

それでは、これより議事をお願いします。

ここからは、一由会長お願いいたします。

(一由会長)

一言御挨拶を申し上げます。本日は、本年度第1回の審議会となります。昨年度本審議会に対して、知事より人権政策推進の基本的方向性と犯罪被害者等支援条例の検討の2点について意見を求められましたので、本日は、それらについて審議をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただき、審議会の意見を取りまとめたいと思いますので、活発な審議会になるよう御協力をお願いいたします。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

それでは会議を進行いたします。まず、審議会の運営について確認をお願いします。傍聴についてですが、審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の席で傍聴いただくことにします。

次に、審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、必要があれば修正の上、会議からおおむね1か月以内に長野県のホームページで公開することといたします。また、議事録では、発言者の氏名が表記されます。以上の2点につきまして、御了解いただきますようお願いします。

それでは、議事に入ります。最初に、会議事項の3、(1)「犯罪被害者等支援条例(仮称)」についてです。

3月に開催されました審議会において、長野県として犯罪被害者等支援条例の制定に向け、当審議会に犯罪被害者等支援条例の検討部会を設けました。このたび、検討部会での審議が終わりましたので、御意見を資料1の検討報告書という形でまとめていただきました。

本日、部会の匂坂部会長に御出席いただいておりますので、これから御報告をいただきたいと思っております。

なお、本条例は、先ほど部長から御挨拶がありましたとおり、来年4月の制定を目指しているということから、本日の議論をもって審議会としての意見をまとめたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、匂坂部会長、よろしくをお願いいたします。

(匂坂部会長)

ただいま御紹介をいただきました犯罪被害者等支援条例検討部会の部会長を仰せつかりました弁護士の匂坂千穂でございます。簡単に、私から報告させていただきます。

資料1をお手元に御用意ください。

まず、経過等について御報告いたします。2ページを御覧ください。検討部会は、私のほか、長野県犯罪被害者支援センター専務理事をはじめ、犯罪被害者支援に関係した専門的知

識を有する者、犯罪被害者御遺族で構成し、検討いたしました。

検討に当たっては、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画のほか、事務局で整理した令和元年以降に制定された18都道府県の条例の概要等についての資料や、都道府県や市町村へ犯罪被害者支援条例の制定を働きかけている、被害者がつくる条例研究会のメンバーでもある尾崎委員から提供された資料などを参考といたしました。

5月7日の第1回を皮切りに9月8日まで、合計3回の会議を開催し、意見を取りまとめました。第1回及び第2回の検討部会では、資料等を基に、条例に盛り込む内容や県に望む具体的な施策についての意見交換を行いました。第3回の検討部会では、第1回及び第2回で出された意見を踏まえ、事務局で整理した条例に盛り込む内容案をたたき台にして協議を行いました。その結果、第3回で出された意見も反映した上で、長野県の犯罪被害者等支援条例に盛り込む内容を取りまとめ、本日の報告に至っています。

各委員からは、それぞれの日頃の活動の中から得られた専門的な知見に基づいて積極的に御発言いただき、有意義な検討を行うことができたと考えています。

それでは、部会として取りまとめました条例に盛り込む内容について、委員から意見を提案された箇所を中心に説明いたします。

3ページを御覧ください。「1 目的」から、「3 基本理念」までは、基本法に基づく形で整理していますが、犯罪被害者等が巻き込まれる被害は、直接的な犯罪に限らないことから、「2 定義」においては、基本法にはない二次被害や再被害についても定めるようにしています。また、「3 基本理念」において、被害者への支援は、まず、(1)に個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならないことを挙げ、さらに速やかに途切れることなく提供される必要があることから、(3)に「必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供される」と、迅速かつ公正に途切れることなくという考え方を盛り込みました。

3ページから4ページにかけての関係者等の責務については、県、県民のほか、事業者及び民間支援団体についても定めるようにしました。特に犯罪被害者支援は、住民に一番身近な市町村の果たす役割が大きいと考えられるため、「4 県の責務」において、(2)に市町村への支援を盛り込みました。「5 県民の責務」「6 事業者の責務」においては、いずれも犯罪被害者等が置かれている状況について御理解いただき、決して二次被害を生じさせないようにする必要があることから、その旨を定めるようにしています。

4ページからの「8 基本的な施策」については、基本法や他県条例を参考に、基本的な施策を盛り込んでいます。特に犯罪被害者等の生活の再建に必要な日常生活の支援については、項目を立てる形で盛り込むようにしています。

3ページで説明した「4 県の責務」にあるとおり、県が施策を総合的かつ計画的に実施していくために推進計画を策定することとし、5ページに、「9 支援に関する計画」として盛り込んでいます。また、計画の策定に当たっては、県民や犯罪被害者等の意見を反映することが重要であることから、(3)にその旨を盛り込んでいます。

3 ページ「3 基本理念」(4) のとおり、犯罪被害者等支援は、国、県、市町村をはじめ、関係者が連携協力して取り組む必要があることから、6 ページ「10 支援推進体制等」で連携・協力するための体制整備をする旨を盛り込んでいます。また、特に死傷者が多数に上る事案等が発生した場合には、直ちに支援を行う必要があると考えられるため、そのような場合、当該事案に対応するための体制整備や必要な支援を行う旨についても盛り込んでいます。そのほか、「11 個人情報の適切な管理」や、「12 財政上の措置」についても盛り込むようにしています。

なお、条例に盛り込む内容の検討過程において、各委員からは、これから県に望む具体的な支援施策についての意見も提案されましたので、7 ページに具体的施策についての参考意見としてまとめています。

検討委員から、条例の制定後に具体的な施策として何を行うかが重要であるという意見をいただいていますので、今後県が実施する具体的な施策や計画策定の検討に当たって、ぜひ参考にさせていただきたいと考えています。

私からの報告は以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。

ただいまの匂坂部会長からの報告を受けまして、本審議会として県に対して意見申述をしまいたします。

委員の皆様におかれまして、御意見や、あるいは匂坂部会長に対する御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

専門的な学識者を含めて密に御検討いただいたものなので、私としても尊重したいと思っているところがございますけれども、すみません、1 点、私から匂坂部会長に質問です。この定義というところにある「犯罪等」、あるいは「犯罪被害者等」という言葉については、おおむね他の都道府県の条例等と同じような定義になっているということによろしいでしょうか。

(匂坂部会長)

はい、そのとおりでございます。

(一由会長)

ありがとうございました。私の質問は今の点ですけれども、ほかに御意見や御質問があればお願いいたします。

聲山さん、お願いします。

(犛山委員)

長野県経営者協会の犛山でございます。よろしくお願ひいたします。

私、本当に詳しくないので基本的なことを教えてもらいたいのですが、2の定義の(1)「犯罪等」の後に括弧して「犯罪及びこれに準ずる」となっていますが、この準ずるというのは、例えば、すごく今コロナで誹謗中傷を受けている方々もいらっしゃるのですが、その後の心身に負担を受けているとか、犯罪というわけではないですが、例えばネット等でいろいろと誹謗中傷を受けた方々のこともここに入るのでしょうか。

(匂坂部会長)

匂坂から回答させていただきます。

犯罪被害者の中には、警察に届けるということ自体を希望されない方もいらっしゃるって、そういうことからこれに準ずるという言葉、特に性被害の被害者の方はまだ警察に届けていない方もいらっしゃるということで、そういう方も含むために「これに準ずる」という言葉を使っています。

ですから、基本的には刑法や特別法といったものの構成要件、法律に該当するような行為ということが想定されています。

ただ、誹謗中傷ということになりますと侮辱罪や名誉毀損罪ということに該当すると考えられますので、それも含まれるとは考えられます。

(犛山委員)

ありがとうございました。

(一由会長)

ほかにございましたらお願ひします。

では、中島委員、お願ひします。

(中島委員)

中島です。坂城町在住ですが、坂城町は、昨年度条例を策定して運用を始めています。犯罪被害に遭われた方の御意見も御講演等の内容で一応把握していますが、一番大きい問題になるのは、やはりどのように啓発活動をしていくかということになると思います。ほかの人権問題もそうですが、なかなか啓発が行き届いていかない、表面上は行き届いたとしても、いざ自分の身の回りに降りかかったときに行動がそのとおりにならない、啓発活動で行ったようにならない、ということが多いのですね。そこら辺が、ほかの人権問題も含めて今後大事にしていかなければいけないことだと思っています。

坂城町においても、犯罪被害者等に関わる啓発だけを行うことはないと思うんですね。そういう中で、どのように踏み込んでいくかを大事にしていってほしいと。そこら辺が分かる

ようにして行ってほしいと思います。

もう一点は、マスコミの方もおられるかもしれませんが、被害者の名前の公表は非常に難しい問題があるんじゃないかと思います。この条例とは直接関わらないかもしれませんが、これをどのように考えていくかは大事なことになると思います。

例えば、かつてありました千曲市出身の大学生でタレント活動をしている方が被害に遭われた殺傷事件がありました。本人は意識不明なのですが、新聞報道では名前がどんどん出てしまいました。これをどのように考えたらいいかということも思ったことがあります。

また、反対に、人として生きてきた証ということで、話題にもなっていますが、相模原のやまゆり園の事件ですね。あの事件においては名前の公表が一切されていません。このようなことをどのように考えていったらいいのか。今年の慰霊碑には、7名の方が生きてきた証として名前を刻んだそうですが、19名のうちの7名だけですね。それも表向きの公表はされていません。

こういう名前の公表というものについても、この条例の中ではなくて、人権という視点で考えていく必要があると私は思っています。これは意見としてぜひお願いします。

(一由会長)

ありがとうございました。今、御意見ということで2点御指摘をいただきました。匂坂部会長のほうで、何か今の点で説明等ございますか。

(匂坂部会長)

匂坂から一言申し上げたいと思います。

啓発活動というお話がありました。5ページの(10)「県民理解の増進」という項目がございまして、ここで「広報、啓発、教育の充実等その他の必要な施策を講ずる」ということになっていまして、条例にも盛り込まれることになっています。条例を機会に啓発活動がされることを我々も期待しているところでございます。

もう一点、マスコミによる被害者の名前の公表というお話がありました。これは、3ページの「2 定義」の(4)の二次被害ということに関わってくる問題です。先ほど相模原の事件について言及がございました。神奈川県というところは犯罪被害者支援についてとても先進的なところでございまして、早期に弁護士が被害者の代理人として活動して、名前の公表を希望されない御遺族、御家族の希望を受けてそのようにしたと伺っています。長野県でもそういった活動ができればと、弁護士会も考えているところでございます。以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。啓発活動については、先ほど部会長から御説明があったとおり、啓発、まず被害者支援がありますと、県としては条例に基づいて支援をしていきますということも、もちろん知っていただく必要がある。知らなければ支援を求められないということ



がありますので、その点は、ぜひこの条例を運用する上においても重視をしていただきたいということで、特にそこは皆さん御異論がないと思っています。そういった点を踏まえて、ぜひ県のほうで運用していただきたいと、そういった運用についての御意見と理解いたしました。

マスコミの報道の問題については、先ほど部会長から御説明がありましたけれども、二次被害と言われるようなことになっては、やはり本末転倒というところもありますし、一方で、メディアとしてはそれなりのお考えがあって報道するものとしなないものがあると思いますので、その辺のことは対話ですね。被害者サイド、あるいは県としてのお考え、あるいは報道機関としてのお考えというのがあると思いますので、その辺の対話を継続していくことが大事だと思っています。

ほかに御意見や御質問はありますか。

では、菅沼委員さん、お願いします。

(菅沼委員)

よろしくお願いします。特に内容的なことというわけではないのですが、この条例は他県でも既につくられていると伺っています。本県の条例として何か特徴的な部分があるとか、ここのところは特に強調するところがあるとか、そういう部分があれば教えていただきたいと思います。

(一由会長)

では、匂坂部会長、お願いします。

(匂坂部会長)

匂坂から御回答させていただきます。

部会の中でもそのような御意見がございました。一般的にどこの都道府県でも規定されている条項は落とさないようにということを基本的に盛り込んでいます。あえて、長野県ということで、6ページの先ほど御説明した10の(2)死傷者が多数に上る事案ということをお話しいたしました。この条項を特に盛り込みましょうという話になったのは、軽井沢のバス事故を受けてでございます。以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。

菅沼委員、よろしいですか。

(菅沼委員)

分かりました。ありがとうございました。

(一由会長)

ほかに御意見や御質問はありますか。

専門家の方々に密にまとめていただいたということで、私も内容としては充実したものと考えていますけれども、特段御意見や御質問がないということであれば、内容そのものについては、本審議会の意見ということで、部会の意見のとおりということでまとめる形でのろしいでしょうか。

< 異議なしの声あり >

では、御異議なしということで、そのように本審議会の意見として提出したいと思います。犯罪被害者等の支援条例につきましては、以上といたします。匂坂部会長ありがとうございます。

区切りがいいところですので、感染症対策として一旦換気の時間を取って休憩させていただきたいと思います。現在 14 時 12 分ですので、約 10 分間の休憩を取り、14 時 22 分を目安に再開したいと思います。

リモート出席の委員も、一旦御休憩をお願いいたします。

< 休 憩 >

(2) 人権政策推進基本方針について

(一由会長)

では、再開いたします。

会議事項 3 の (2) 人権政策推進基本方針についてです。

事務局から御報告をお願いします。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課長の柳沢でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、日頃から本県の人権政策への御支援、御協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。私から、昨年度末から現在までの状況について御報告を申し上げます。

最初に、人権政策推進の基本的方向性に関するスケジュールについて御説明を申し上げます。これについては、先ほどの部長の挨拶にありますとおり、3月23日に開催しました前回の人権政策審議会において意見を求めたところでございます。

その際、スケジュールについて御説明したところですが、審議の参考とするために、まず

は、事務局において人権課題に関係する当事者団体等へのヒアリングを実施することとしておりました。また、委員の皆様には、ヒアリングを実施する団体等についての御推薦をお願いし、御提案いただいたところでございます。

今年度に入り、それぞれ日程等を調整し、順次ヒアリングを実施してまいったところでございますが、御案内のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、予定した日程での実施がかなわないなど、大幅な変更を余儀なくされている状況でございます。したがって、前回お示ししましたスケジュールでの実施が困難なため、改めて調整をしたいと考えております。

本日のところは、具体的にお示しすることができませんが、調整がついたところで改めて御案内を申し上げてまいりますので、御容赦いただくとともに、御承知おきいただきたいと思っております。

次に、これまでヒアリングを実施できた当事者団体等の意見聴取の結果について御報告申し上げます。資料の2を御覧いただきたいと思います。表紙のとおり、9月末現在で意見聴取できた団体は記載のとおりでございます。

部落解放同盟長野県連合会につきましては部落問題について、NPO 法人人権センターながのと長野県同和教育推進協議会につきましては同和問題のほか人権全般について、NPO 法人子ども・人権・エンパワメント CAP ながのにつきましては子どもと女性について、公益財団法人長野県国際化協会につきましては外国人について、ダイバーシティ信州につきましては様々な人権課題のうち性的指向及び性同一性障害について、それぞれの分野を中心に、現状や課題、必要な施策などについて御意見を伺ってまいりました。

御意見の詳細については、それぞれ御確認をお願いしたいと思っておりますが、主なところでは、現行の基本方針策定以降、部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法などの新たな法律、または条例の制定あるいは改正、関係する計画の策定などが行われております。それらに掲げられた視点の反映、また、SDGs との関連づけといったことについて御意見を頂戴しております。

また、現在様々な人権課題として複数の人権課題がまとめられておりますけれども、それらについて一つ一つの課題として整理していくほうが良いという御意見もいただいております。詳しくは御確認をお願いしたいと思います。

次に、資料の3「各分野別施策に関する県の取組について」でございます。前回の審議会において、人権政策に関係する県の各部局の取組等に関する計画などの資料をお配りさせていただいたところでございますが、その後、新たに策定された計画等がございますので、追加で資料を御提供させていただきますので、御確認をお願いいたします。

次に、資料の4「令和3年度人権施策一覧」をお願いいたします。こちらの資料につきましては、例年審議会にお示しをし、簡単な説明をした上で御意見を頂戴している資料になります。当該年度の施策と、前年度の施策の実績等を、人権政策推進基本方針に掲げた人権施策の方向性と11の分野別施策の方向性、それから推進体制、この区分に従いまして県の施

策を整理したものでございます。本日は、時間の都合もございまして、それぞれ御確認をお願いしたいと思います。

次に、資料の5「現在の『長野県人権政策推進基本方針』と世の中の動き」をお願いいたします。こちらの資料も、前回の審議会でお配りしたものでございますが、やはり、その後新たに策定された計画等がございましたので、その関係についての追記等をしたものでございます。それぞれ項目の次のところに、点線の四角で囲ってあるところ、ここに追記等をしてございます。改めてお配りいたしますので、内容については御確認をお願いしたいと思います。

報告、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、人権政策推進基本方針の方向性や、県の人権施策について審議をいたします。時間に限りもありますので、本日は関係団体からの意見聴取結果、先ほど御説明があった資料ですね。あるいはその他の資料を参考として御意見をいただきたいと思います。

では、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、口火を切るという意味も込めて、私から一つ御意見を申し上げたいと思います。これは、前回の審議会でも菅沼委員から御指摘をいただき、私も同様の意見を述べた点ですが、やはり基本方針を改定する、バージョンアップするに当たって、一つ改めてお願いしたいと思います。今回のダイバーシティ信州に聞いていただいた性的指向及び性同一性障害、LGBT と呼んだりしますが、この問題については、現在の基本方針の中では様々な人権課題という位置づけになっています。

やはりこの問題は、この10年間で声を上げられなかった方々が声を上げるようになってきていて、その人権侵害の実態について社会の理解が進んできていると。特に県の職員の方向けにつくっていただいた資料にもありますけれども、いわゆる「アウトティング」という行為、その人の性的指向等を暴露するような行為は、非常に深刻な結果を招いてしまうことがあります。

現に、ロースクール、法科大学院という法律を勉強する方々の大学院の中でもアウトティングによって命を絶ってしまった学生がいらっしやって、それが今訴訟で争われているという深刻な実態もあると思います。

なので、やはりこの問題は、様々な人権課題というよりは、独立した項目として位置づけはどうかと思っていますけれども、その辺について、委員の皆様から御意見を伺えればありがたいと思います。その点はいかがでしょう。

増田委員、お願いします。

(増田委員)

小児科の増田です。今の御意見に賛成します。その際に、入れていただきたい内容があります。私は小児科医なのですが、幼児期から違和感のある子ども、それから思春期に入ってようやくその正体に気づき始める子ども、様々な例がありますので、子どもの現場での配慮についても、一言入れていただけるようお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

今、貴重な御意見をいただきましたけれども、確かにそうですね。大人ももちろんですけども、子ども自身がどう受け止めたらいいか分からない、ほかの子と自分は何か違うんじゃないか、それがいけないことなんじゃないか、みたいなふう悩んでいるという実態もあるやに聞いていますので、特にその子どもとリンクする箇所、項目としては子どもというのは独立にあるのですが、そことリンクする問題としてもしっかり捉えていくと。

具体的な言葉等については、また県のほうで御意見を踏まえて検討していただくとしても、そのLGBTと特に子どもというところは、私も同感です。

ほかに御意見、あるいは今の点でも結構ですが、ありましたらお願いします。

西澤さん、お願いします。

(西澤委員)

今の増田委員の御意見に賛成です。中学生の人権教育で副読本に使う『あけぼの』という本が今年から新しくなりました。そこにはLGBT等についてきちんと盛り込まれていますし、当事者が書いた人権作文入選作品も載っています。きちんと教育の中にも入ってきているので、「様々な人権問題」ではなく独立した位置づけをお願いしたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございます。

今の点でも結構ですし、ほかの点でも結構ですが、御意見等あればお願いいたします。

この点、前回提起していただいた菅沼委員、何かございましたら御意見いただければありがたいのですが。

(菅沼委員)

ありがとうございました。やはりLGBT等について、様々な人権課題の一つとしてではなくて、重点を置いて記述していただければと改めて思っているところです。

あわせて発言をさせていただいてよろしいでしょうか。

(一由会長)

お願いします。

(菅沼委員)

県の方針とすれば、いろいろな面で網羅して書かなければいけないということは当然だと思いますけれども、時期に応じて、どういうところに重点を置かなければいけないという部分もあると思うんですね。

その中で、今、御指摘があったところと重なっている部分があるかと思うんですが、やはり【子ども】のところについて、少し重点を置いて書き込んでいただければという思いを持っています。現状では「ア 子どもの人権の啓発」、「イ 人権に配慮した学校教育の推進」、あとは「ウ 子育ての支援の充実」等になっていますが、今の時代はヤングケアラーという状況が出ていることを思うと、貧困という問題を考えて、直接子どもをどう支援していくかということ書き込まなければいけないという思いがあります。

【子ども】の部分に重点を置いて考えていただけると、ありがたいと思っています。

(一由会長)

ありがとうございました。

子どものところについて、今、御意見をいただきましたけれども、そうしますと、県の御準備、先ほどスケジュールの話もありましたけれども、LGBTの方、性的少数者のセクシャルマイノリティと言うようですが、そういう問題については、今までお話を伺ったところでは、様々な人権課題から独立の項目にして、いわば県としてそういう方々が生きやすい社会にしていくんだという意味も込めて、独立の項目にするということ自体については、特に御反対はないとお見受けしました。そういうことであれば、これ自体は一つの中間的な位置づけとして、県にも並行して、じゃあ具体的にどうするのかについて検討を進めていただきたいと思うんですけれども、そこは委員の方々よろしいですか。御異論はないですか。

ありがとうございます。では、そのようにお願いいたします。

では、今、子どものほうに話に移りましたが、1点、今回聴取していただいたCAPながのさんの聴取結果にも、先ほど菅沼委員のお話にも出てきて、私もなるほどなと思ったのが、子どもが子どもでいる時間を保障してあげることが大事なんだと。これは私不勉強で、こういう視点というのはこれを見て初めて気づかされたことです。ヤングケアラー、あるいは貧困問題というのは、子どもが子どもでいる時間を保障していないということになってしまうと。本当にこれは、当たり前と言えども当たり前ですが、もつともだなど、私も感銘を受けた当事者の御意見だと思いました。そういったことも、視点として反映していければいいと思いましたので、そこは子どものところを充実させるに当たっては、大事にしたい視点だと思っています。

すみません、私ばかりしゃべっていけないのですが、今、子どもの話になっているので、

子どもの件について御意見があれば伺いたと思います。

増田委員、お願いします。

(増田委員)

増田です。当事者団体への意見聴取というところで、NPO 法人 CAP ながのの資料がここに  
あります。実は私、約 10 年前から CAP ながのの会員です。子どもは自分の身体に組み込ま  
れているプログラムに従って、自分の力で大きくなっていくんですね。ですから、子ども自  
身が主体です。大人の助けがなくとも大きくなることできる。でも、未熟なので、大人は  
邪魔をしないように必要なときに手助けをするというのが基本的な考え方です。

資料 5 の 4 ページの下のほうを見てください。子どもに関してア、イ、ウ、エという項目  
があります。アとイに関して、これは 10 年前に作成された基本方針の言葉が載っていると思  
いますが、子ども中心ではなくて、大人が子どもを導くというスタンスで書かれていると思  
うんですね。そうではなくて、子どもが権利の主体であるということ盛り込んだ形にし  
ていただきたいと思ひまして、私の視点で文章を候補として作成してみました。今、読み上  
げますので、この言葉どおりではなくてもいいのですが、子ども中心という理念で作り変  
えていただければと思います。

まず、アの「子どもの人権の啓発」ですが、「子どもを健やかに育てる」のではなく、「子  
どもが健やかに育つための環境づくりに努めるよう……」と変えていただきたいと思ひま  
す。それから、イの「人権に配慮した学校教育の推進」のところですが、「子どもの人権に  
配慮した学校教育の推進」。○として「教職員は自身の人権感覚を磨き、学校現場で人権教  
育を推進することにより、子どもが自分の人権について知ることができるようにします」。  
次の○は、「子どもには、まず自分が大切な存在であることを伝えます。そして他の人の大  
切さも認めることができるような学びを提供します」。

つまり、子どもが自分が大切な存在であるということを知るのがまず第一。私も大事、あ  
なたも大事という、協調に最初から力点を置くのではなくて、子ども自身が大切な存在、幸  
せに生きていいんだ、元気に育っていいんだという、自分のことが第一なんですね。その次  
の段階として、じゃあお友達も大切にというふうに。ですから、私はもともとの文章の「自  
分の大切さとともに他の人の大切さを」というのではなくて、まず自分というところを強調  
していただければと思って、試みの文章をつくってみました。

ウとエについては、10 年前の基本方針を踏襲していただく形でいいかもしれませんが、  
アとイについては、子どもが真ん中で、子どもが自分で育つ力をもっと信頼して、そこから  
スタートする形でお願いできればと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

今、子どものことについて御意見をいただいています、ほかにもございましたらお願い

します。

今、増田委員さんがおっしゃったこと、私も記憶が喚起されたところがありまして、私もある非行少年の刑事弁護をやっている中で、学識者の方、非行少年の問題を専門的に研究されている方とお話しをしたことがありました。その方はもともと裁判所の職員で家庭裁判所で調査官という職を長年やっておられた方です。その後大学で研究しているという方ですが、私の担当しているその少年と面会してもらって、まずおっしゃったことは、「この子がこういう犯罪をやるのは、自分が大切にされた経験がないからだ」ということでした。ですから、他者の人権を尊重する大前提には、自分が人権が尊重されたというものがないと分からないと。理屈で言うと一応分かったような顔はするけれども、本当に分かったことにはなっていないんだということを教えていただいたことがありまして、まさに増田委員さんがおっしゃったことと関わるのかなと思いました。

なので、今回の当事者の方の団体意見聴取でもありますけれども、視点を子ども主体の視点にする、あるいは子どもが育つ主体性を認める文章にするというか、今のものが認めていないというわけではないと思いますけれども、それをより明確にするという視点からの御意見をいただきました。その辺は、また県のほうでも方向性を検討していただければと思います。

ほかに子どもの件についてございますか。

清水委員、お願いします。

(清水委員)

子どもの人権という意味では、子どもを取り巻く大人が、どう子どもたちの話を聞くか、聞けるかということだと思います。聞ける大人が増えていかないと、子どもの人権や自尊心は高まっていかないと思うので、その辺の大人の教育ですね。それをどうこの中に盛り込んでいただいたらいいかはうまく言えないのですが、その辺の研修も含めて、教職員の人権感覚というよりは、教職員の子どもの理解とか、もう少し分かりやすい言葉にさせていただいたほうが良いと感じています。

実際に学校現場を回っていて、先生方の人権意識はなかなか難しいところがあって、誰の立場で学校にいるのかというところで、なかなか子どもの立場になっていられない方が実際問題多いので、その辺の感覚の磨き方を研修等にうまく盛り込んでいただけるような文言を入れていただくと、子どもの支援というところに繋がっていくのかなと思います。

もう一つ、児童虐待防止のところで、市町村との連携や児童相談所の一時保護の機能強化というところがあるのですが、かつて児童相談所にも勤めていた経験から、10年以上前からこういうことが言われているのですが、なかなか実際問題変わっていないのが現状で、もう少し具体的にどうしていくか、長野県として児童虐待の対応をどうしていくかというところがもう少し具体的にになっていくと良いという印象は受けています。



(一由会長)

ありがとうございました。

県のほうで、具体的な施策としてどう形をつくっていくのかというお話と受け止めました。子どもの件について、今、御意見をいただいていますけれども、ほかに御意見があれば伺います。いかがでしょうか。

よろしいですか。では、こちらは後で追加で言っていただいても構いません。子どもの件以外で、あるいはLGBT以外で、今まで出ていない話で御意見があったら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

肇山さん、お願いします。

(肇山委員)

肇山でございます。同和問題の関係です。いろいろと回りの大人の人たちと話をしている中で、たまに、まだそういう問題があるのかという話が出ます。例えば、県外から来た人は、同和教育は受けたかなと、受けたけれども忘れてしまって、本当に希薄で意識がない、そういう事例は割とあります。けれども、実際にいまだに県内でもそういう問題がたくさん出ているでしょうし、そういう話も聞いています。

例えば、こういう大事な基本方針などの啓発をしても、なかなか皆さんの頭に入ってこないのは、身近に感じていないからじゃないかと。今のLGBTや子ども、コロナに伴う誹謗中傷は割と身近です。頭に入ってきます。しょっちゅうニュースもやっています。けれども、今言った同和関係というのは、どちらかというところらに埋もれてしまっているというか、そちらのほうが出ているという感じがします。いろいろとつくっていく中で、今でも非常に県内においてもこういう問題はあるんだと、発生しているんだということをもう少し分かるように発信していかないと、どんな素晴らしい文章や施策をつくっても、頭に入ってこないんじゃないかと感じていますので、その辺は、ぜひ御検討いただきたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

おっしゃるとおりで、自分の問題として捉えるための県側の情報発信を具体的にどうしていくのかという御意見ですね。ありがとうございます。

では、中島さん、お願いします。

(中島委員)

中島です。今のことに少し関わりながら、最近コロナの偏見・差別のことが話題になったおかげでしょうか、結構マスコミでも差別や偏見ということが取り上げられるようになってきていると思います。人権意識の高揚という意味においては、非常にここ数年の中では盛り上がっているところがあると私は見えています。

その中で、新聞記事にもなっていました。信毎で、「差別されない権利を守れ、被差別部落の情報ネット公開後をたたず」という記事が載っていました。9月にネットに公開して、そして書籍を販売しようとする会社が告発されたものの、判決が出て、差し止められるような形になったと思います。

しかし、問題なのはネットに一旦掲載されたものは、かつての紙ベースみたいなものとはまた違って完全に消すことができない、拡散されてしまう。または個人のパソコン等に収められてしまって、もう消すことができないような状態になっているものがあるのではないかと考えています。そういう意味で、ネットへの書き込みとかそういうものをいち早く見つけるための取組をしていく必要があるのではないかと、常々考えています。

既に他府県でも取り組まれたり、市町村がつながって県がまとめてモニタリングをする、そういうものを閲覧して、早くに掲載をカットしていく方法を取っているところが出てきていると思います。長野県でもそういうモニタリングについて、早急に実施していくことが望まれると思います。

現に松本市の壬申戸籍がこの頃ネットに載っていたということで、これを指摘したのは佐賀県の伊万里市の職員です。長野県もそういう形で、つながりながらモニタリングしていく必要があると考えています。モニタリングはこれまでも話題になったと聞いていますが、検討して、ぜひ考えていってほしいと思います。

なお、このコロナの問題やいろいろな問題が起きてきて、人権・男女共同参画課が大変忙しくなっていることを感じています。これだけ人権課題がたくさん表になってくると、組織的にも課の人員を増やしていかないと駄目ではないかと。また、ちょっと余計なことですが、働き方改革等もいろいろ言われる中で、全て課の中で、行政の中でやっていくということではなくて、外部の組織、関係機関と連携するという必要もあると思っています。

(一由会長)

ありがとうございました。

同和問題についての御意見を、2人の委員からいただきました。今の点、いかがでしょうか。中島委員からモニタリングという話もありましたが、インターネットによる人権侵害というところにも関わってくる問題だとは思いますが、御意見ある方がいらっしゃったらお願いします。

望月委員、お願いします。

(望月委員)

望月です。今の御意見に賛成で、今のネット社会の中では、事前とはいかなくても、被害が広がる前に対処していくことが重要だと思います。ぜひモニタリング体制をしっかり整備していただきたいと思っています。

また、審議会の委員の件ですが、解放同盟の中本さんから御指摘があるんですが、被差別部落出身の方が委員になっていないとあります。やはりこうした審議会は様々なお立場の方、学識経験のある方はもちろんのことながら、それぞれの当事者の方が具体的に日頃感じるそうした困難なことを持ち寄るといいますか、当事者ならではの気づきというものもあるのではないかと思います。審議委員の人数もあるんでしょうけれども、ぜひ幅広い御参加を検討していただければありがたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

今、同和問題について審議いただいていますけれども、モニタリングについて、望月委員さんからも賛成の御意見をいただきました。あと、審議会のメンバーの問題についても御意見をいただきましたけれども、モニタリングについてはいかがでしょうか。他の都道府県では行っているところもあるというようなお話が出ていますけれども、インターネットで参加されている委員の方、何かございますか。特によろしいですか。

そのモニタリングというところは、今の基本方針では1番の同和問題、それから11番のインターネットによる人権侵害という両方に関わる問題であると、こういう定義ができると思います。インターネットによる人権侵害は、他にも子どもとLGBTの問題にまたがっている部分がありますし、外国人ならばヘイトスピーチの問題、あるいは特定の民族や人種を差別するような差別表現、あるいはコロナウイルスやその他の感染症の方への差別と、いろいろあります。

やはり10年前に比べてそういった形での差別表現が目立っている、増加していると。先ほどの裁判所の判決の話にもありましたが、そういうことが実際に裁判所で問題になるようなことが起きていると。それは事実ですので、この辺の整理というのは現状を踏まえて、基本方針の現状と課題というところに取り上げていただく必要があると思います。

あと、モニタリングというのは、具体的な対処の問題です。今いろいろやっていただいている施策、こういうことをこの問題についてやっていますという施策を説明する表がありました。モニタリングは具体的な施策としてはどうなのか。実現し得る話なのか、予算規模がどうなるのか、そういった問題もあると思います。ですので、そういうところでまず検討していただいて、そこでさらに状況を見ながら、それが実効性があるのかどうか、あるいはやってみたらやはり課題が出てきたというところもあるかと思しますので、具体的にやっただく事業の問題として捉えていただく。この審議会もずっと続いていくと思えますし、先ほどおっしゃった当事者の方の問題意識も一番大事なところなので、それも踏まえてつつやっていくと。そんなところもあると思ったんですけども、すみません、私が長々としゃべりましたが、このモニタリング、あるいは同和問題についていかがでしょうか。

特に反対ということもないと思いますので、その辺また今の議論を踏まえて、県のほうで検討していただくということにしたいと思います。

ほかにはほかの分野でも結構ですし、同和の問題でも結構ですけれども、御意見等あればお願いします。

小林さん、お願いします。

(小林委員)

高齢者のところですが、高齢者の虐待防止に向けた啓発とあります。虐待というのはよくないことだと誰もが分かっているんですけども、虐待が起きてしまうというような現状があって、家族が虐待する場合がありますし、ニュース等々で出てくるような、施設において虐待が起きてしまうケースもあると思います。

そういった中では、やはり介護が大変になってきたり、また施設の中においても介護人材が少ない中でストレスから虐待になるような状況があると思ったりするんですが、啓発といってもなかなかそこが難しいところだと思います。

そういった中で、やはり皆さんの意識というか、よく高校生などが就職していくような状況のときに、介護の仕事を選ぶと、親御さんたちが「そんな介護なんて大変な仕事は」というような、仕事に対する偏見もあって、なかなか介護の道に進みたいけれども進まない人もいるというようなお話も聞いています。

施策としてだからどうということではないのですが、地域の中で高齢者が排除されることなく活躍したり、支えてもらったり支えられたりという地域づくりの流れから進めていかなければいけないと思うので、虐待を防止していくためにはそういった介護に関わっていく人材を育てていくとか、人材を支えていくといったところが必要だと思います。ヤングケアラーの話もそういったところに関わってくると思うんですが、介護していることが子どもさんにとって普通のことで、それが特別なことだと思えないというのは、かなり大変な状況だと思います。

あと、高齢者の権利擁護といったところがありますが、最近身寄りのない高齢者が大変多いです。私はケアマネジャーをしているのですが、最終的に要介護状態になったり、認知能力が低下したりして支えていこうとするときに、身寄りのない、どなたも見つけれない方というのは、これからどんどん増えていくと思います。今でも後見人をつけるまでにかなりの時間を要している状況があって、後見人たちも数が少ないというか、関わってくれる方が見つけれないと、介護サービスを使うにしてもとても大変です。成年後見制度の活用の話になりますが、そういった知識を広めていくことにも取り組んでいただけるといいなと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

今のところは基本方針の番号でいうと5の高齢者の権利擁護の問題ですね。具体的施策の方向のところでも、成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉

協議会の取組を支援しますというところはあるんですけども、ただ、内実は今言ったような課題があるというような御指摘、御意見と理解しました。

もう一点は、介護を支える人たちの視点からも考えてはどうかと。確かにそうですね。このウのところには、「介護サービスの質の向上や介護保険制度の安定的な運営」とありますが、介護職の方、あるいは家族介護の方の状況ということまでは触れていないので、その辺は具体的施策、あるいは現状と課題というところに言葉を追加する、落とし込むか、今おっしゃったような問題意識を落とし込むというのでもいいのかなと私も思いました。

今、高齢者のことで御意見をいただいていますけれども、その点について何かあれば御意見を伺いたいと思います。いかがですか。

では、もう少し時間がありますので、あと10分ぐらいですが、ほかの分野でも結構ですので御意見をいただければと思います。これは基本方針そのものというよりは、どちらかというと現状と課題の書き方の問題ですが、県でまとめていただいた資料のところにあるように、その後の法律ですね。例えば、部落差別の関心の法律だとか、ヘイトスピーチに関する法律とか、国のほうで当然動きがあって、そこら辺は現状と課題というところにアップデートして書き込んでいただくという理解でよろしいですか。そういうものを盛り込んでいただく。

そうですね。やはり法律というのは国会で出来ているもので、国としての課題、問題意識を反映したものだと思いますので、その辺は当然アップデートしていただいて、こういう法律ができたというようなことですね。当事者団体等からの御意見でも、部落差別のこととか、ヘイトスピーチの問題、御指摘がありますので、その辺はぜひ私からもお願いしたいと思います。

今のは特にどの分野という話ではありませんけれども、ほかにそういう総論的な話でも結構ですし、分野の話でも結構ですけども、何かございましたら。

リモートで御参加いただいている閣委員、何かございますか。

(閣委員)

大丈夫です。

(一由会長)

ほかに何かございましたら、伺います。

中島さん、どうぞ。

(中島委員)

直接どこの分野という言い方にならないのですが、県で性の多様性を尊重するための職員ガイドラインというものをつくっていただいて、こういう対応の仕方をしていくんだという良いものをつくっていただいたと思っていますが、実際大事なものは、やはりそれぞれの

部署がこれをどれだけ理解しながらやっていくかというところだと思います。

ガイドラインの14ページに文書の性別欄の廃止という項目があり、同和教育推進協議会の意見聴取の中の一番下のところを見ていただきたいのですが、性の多様性については、県の職員のガイドライン等を出している中で、教員採用選考等の申込書や受験票の性別欄をどのようにしていくか、そういう具体的などころまで示せるとよいと思う、という意見が記されています。

この申込用紙の性別欄が「男・女」を丸で囲むようになっている点について、実は私も数年前から気になっていて、こういうことは、既に多くの他府県ではなくなっていると思います。いわゆる記入欄になっていて、自分が記入する、または記入したくないならしくても良いという状態になっています。ある県では全く性別を書く欄がありません。教員となるのに、男であっても女であっても良いわけです。そこでもって判断するわけでない。ただし、よく追ってみましたら、保健体育の教科に関しては男か女かを印をするようになっている県もあります。

昨年あたり、先ほど名前が出てきました（CAPの）矢島宏美さんが、教育委員会の会議でも同じことを提案していたと思います。今年も変わっていないと思いますが、どのような意味があって長野県は「男・女」のどちらかに丸をしなさいという形式になっているのか、ガイドラインに沿ったことが、まさに今、県の各部署でもって実際にうまく運用されているのか、私は気になっています。

（一由会長）

ありがとうございました。

今LGBTの方の、特に教員になるときに書く書類といったところから、恐らく問題意識としてはそれに限らず、職員選考であったり、何か自分の属性を書く書類のときに、本当にその必要性があるかどうか。必要性があるものはやむを得ないにしても、必要性がないところまで古いものをそのまま踏襲して、不必要な苦痛や孤立感を与えることはできるだけ避けたいと、そういう趣旨の御意見と伺いました。本日はコロナの関係で、県の部局の方もいらしていませんので、意見ということで、また県のほうで御検討いただければと思います。

巡って、LGBTの最初の話に戻ってきたところがありますが、1点、私の感想レベルの話で、このダイバーシティ信州の方のお話を伺って思ったのが、11ページのところで、御年配の方なども、その講座には出てはくれるけれども、医療で何とかできないのかと。治療の対象部分みたいにつまえる見方があると。つまりそれは、本来イレギュラーな状況であって、そのイレギュラーをレギュラーのほうに合わせられないのかという発想があるように思うというコメントがあります。

これは、やはり地味に重要だと思って、先ほどの啓発とか教育の問題とも関わってくると思うんですが、イレギュラーではないと、たまたま今まではそれがレギュラーであり、イ

レギュラーであるという発想で区分されていたものが、実はそうではなくて、いろいろな性自認や性的指向のあり方があって、それは本来もともとあるものという発想、何かイレギュラーで何かレギュラーであるという発想そのものを疑うというか、それが今疑われてきているということですね。この辺の御指摘というのも、基本方針の言葉そのものにどうするのかという問題とはまた別として、少なくとも我々ないし県のほうでは、そういう問題意識、区分自体が実は違うのではないかということは、ぜひ共有していきたいと思いました。

そういう意味では、当事者の方、あるいは関係団体の方から意見を聞いていただくというのは、さっきの子どもの問題もそうですけれども、示唆を得るところが大きいなと思っています。

先ほどスケジュールの問題がありましたけれども、コロナの問題で無理に聞けないというのも当然よく分かる事情ですので、それ自体はやむを得ないということで、引き続き意見聴取をすべきところがあれば、県においてしていただいて、またこちらにフィードバックしていただいて、よりよい議論に役立てたいと思っていますのでよろしくお願いします。

では、そろそろ時間にはなってきましたが、どうしてもということがあれば伺います。よろしいですか。リモートの委員の方もよろしいですか。

特にないようですので、御意見は概ねいただいたということで、本日の審議は以上で終了したいと思います。

委員各位には、円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。以上で、本日の議事は終わりにいたします。

では、進行を事務局にお返しいたします。

#### 4 その他

(東課長補佐兼人権尊重係長)

一由会長、議事進行いただきありがとうございました。

続いて、次第の4、その他についてです。事務局からは、特に事務連絡はございません。委員の皆様から、何か御連絡等はございますでしょうか。

< 「なし」の声あり >

ありがとうございます。

#### 5 閉会

(東課長補佐兼人権尊重係長)

それでは、最後に柳沢人権・男女共同参画課長から閉会の御挨拶を申し上げます。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

本日は、県の人権施策につきまして、お忙しい中御出席いただき御意見を頂戴しましてありがとうございました。冒頭私の説明のところでも申し上げましたとおり、コロナで思うようにできていなかった団体の皆さん、当事者の皆さんへの意見聴取のほうは、順次進めてまいります。

また、その関係で、ただいま会長からもお話がありましたけれども、さらにこういった団体に意見を聞いたほうがいいんじゃないかというようなものがございましたら、委員の皆様、私どものほうに御連絡をいただければ、そちらの皆さんについても意見聴取を進めていくようにしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、引き続き、それぞれのお立場から貴重な御意見を賜りますようよろしく願い申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(東課長補佐兼人権尊重係長)

それでは以上で、令和3年度第1回長野県人権政策審議会を閉じさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(了)